

日本共産党のおだぎりたかしです。

ロシアによるウクライナ侵攻から4年が経過しました。いまだに罪のない民間人が命を失われています。強い怒りを持って抗議するとともに、国連で24日に採択された即時停戦などを求める決議をロシア政府を含め真摯に対応することを求め、通告に従い大きく3点質問します。通告に従い大きく3点の質問を行います。

まず大きな1、市長の政治姿勢は3点お聞きします。

(1) 第51回衆議院議員総選挙については、解散から投開票まで戦後最短となるなど異例づくめであった。また2026年1月19日、杉並区など5つの区市長が連名で「衆議院解散に伴う自治体首長の緊急声明」を発表されている。市長の受け止めを問う。

(2) 憲法9条改憲や非核三原則見直しなど右傾化が強く懸念されているもとで、多くの犠牲を払い、骨身に刻んだ平和と非核の実現はもとより、本市の平和都市宣言や平和大使の取り組み等にも大きな支障になりかねないが市長の見解を問う。は関連がありますから一括して、以下、お聞きします。

2月8日投開票で行われた第51回衆議院総選挙は、異例づくめだったと私は捉えています。

まず通常国会召集日の衆議院解散は60年ぶり(1966年)、しかも通常国会が1月に召集されるようになってからは初めてです。また解散から投開票まで16日間というのは戦後最短、投票権が届かないうちに期日前投票が全国でスタートしました。さらには受験シーズンも佳境、降雪も激しい真冬の2月の投開票は36年ぶり、公営掲示板も100%設置できない、積もった雪で掲示板が見えない事案が全国で相次ぎました。また私自身、期日前投票の際、衆院選には投票できても、実施される最高裁判所裁判官国民審査への投票用紙が渡されず、一緒に投票できない体験を初めてしました。

さらには自治体では予算編成の最終版や、確定申告など税収納分野の繁忙期ですし、受験真ただ中でもあり、1月19日東京都内3区1市(杉並・中野・世田谷区、多摩市)と神奈川県1市(小田原市)の首長が連名で「衆議院解散に伴う自治体首長の緊急声明」をするほどです。

そこで市長はどのように受け止めているのですか、複数の首長らの緊急声明に対する受け止め含め、お答えください。

また選挙後、閣僚や要と幹部の発言から憲法9条改憲や非核3原則の見直しなど右傾化の流れが強く懸念されています。この道は、歴史的多くの犠牲を払い、骨身に刻んだ平和と非核の実現はもとより、本市の平和都市宣言や平和大

使の取り組み等にも大きな支障となりかねません。市長として見解を求めます。

次に（３）高齢者世代における貧富の格差拡大についてお聞きします。

R 8・9年度、2026・27年度は千葉県後期高齢者医療保険料が改定されます。2月9日千葉県広域議会で私も保険料に限定して議案質疑をしました。が、制度開始から18年目となるなか、以下のことが分かりました。

一つ1人当たりの年間保険料は県平均で10万1404円と、初めて10万円を超えること。二つ今の年間平均保険料と比較すると1万7477円もの値上げとなり、値上げ幅は過去最大規模となったこと。三つ制度開始1年目となるH21年度と比較すると、一人当たりの保険料は37,125円の増額となり、平均値で1.58倍にもなりました。特に国民年金のみという低所得者では3倍もの負担増になる一方、高額所得者の負担はほぼ変わらないことが特徴です。

そこでお聞きします。高齢者の生活実態は、厚生労働省の各調査でも所得格差や資産格差が大きく開いています。かかわらず後期高齢者医療制度では、低所得者ほど保険料負担が大幅に増加し、高額所得者の負担はほぼ変わっていません。このような実態を踏まえ、是正する必要があると考えますがどうか、見解を求めます。併せて今年で制度導入から18年目を迎えた千葉県後期高齢者医療保険制度ではR8年度保険料が過去例を見ない大幅値上げで改定されますが、市民への影響はどのようなのですか、特に一人年平均保険料や老齢基礎年金のみの方の保険料は制度創設時とR8年度でどう推移しているのかお示しいただきたい。答弁を求めます。

次に大きな2、すべてのこどもにやさしいまちづくりについては2点質問します。

まず（1）、「児童の権利に関する条約（通称、子どもの権利条約）」を活かした本市独自の条例制定についてです。

いま本市では、人口急増の下、適正規模を大幅に超える小中学校や学童保育の出現、いじめ・不登校、虐待等の相談件数が増加しています。また配慮を必要とした子ども達への対応も大幅に増加し、子どもの貧困やヤングケアラー等への対策、インクリース教育の推進等、次の時代を見据えた取り組みも求められています。

我が党は、本市における人口の増加への対応と、子どもの命に係る虐待やいじめの重大事案への対応を喫緊の課題と位置づけ、最優先してきました。いっ

ぼう市議会教育福祉常任委員会が子どもの権利条約を活かした条例制定への取り組みに着手したことを尊重し、24年6月の議長等へ申し入れや、昨年10月の論点整理の公表と我が党として必要最低限の発信にとどめてきました。

そのような経過の中、全国的には子どもの権利条約を活かした条例化運動が広がってきました。今議会初日、施政方針のようやく市長から「令和5年度からの市議会における議論や、先進市の視察、研修の内容等を踏まえながら、こどもの権利に関する条例の制定に向け、検討を進めてまいります」との表明がありました。今後中身はしっかり吟味を致しますが、まず子どもの権利条約を活かした本市独自の条例策定に向け、歩みを始まることは大いに歓迎するものです。

同時に、所管課は市民要望も多く、多様化していることに加え、組織改編等の多忙な中ですが、条例制定過程については、議会、特に教育福祉常任委員会への報告への定期的なご報告と認識も含め共に歩みが進められるよう要望します。

一方、これまでの議会での執行部答弁やこの間の様々な取り組みを見聞きし、整理をさせていただくべく以下、4点質問をします。

まず（ア）条例化に向けたスケジュールについてです。

R5年第3回定例会の所管部長答弁では「こども基本法の基本理念を条例の中にもしっかりと位置づけていくことが重要」とまで言い切り、先進自治体の視察も重ねてきました。そこでお聞きします。条例化に向けて今どの段階で、どのようなスケジュール感を持っていますか？お答えください。

次に（イ）執行部の取り組み根拠についてです。

パブリックコメントは、市民参加条例を根拠に全庁各課が各種業務や手続き等に落とし込み、展開してきました。

いっぽう子どもの権利に関わる様々な取り組みは、子ども計画の着実な推進というだけです。議会における質問でも、条例根拠もないまま、全庁的な取り組みや好事例の抽出や横展開、全庁的な共有化の仕組み作り等を求めています。またその議会答弁を行う執行部も、やはり条例根拠もないまま、各施策に対し、子どもの権利の視点からの評価導入、定期的な把握、成果の可視化、PDCAサイクルの仕組みの導入、予算を伴う施策展開にまで及んでいます。

そこでお聞きします。そこまでの業務展開を求めるなら、子ども計画にとどまらず、根拠条例がやはり必要という認識で良いですか？また条例ないまま今

の施策展開を続けた場合、首長などの都合でいつでも変更・中止・中断できる恐れはないのか見解を求めます。

次に（ウ）「こどもの権利侵害に対する第三者機関」の位置づけについてです。過去の所管部長答弁でも「設置が必要」とし、「条例等に基づく地方自治法上の附属機関として位置づけを」とまで言及しています。そこで、地方自治法上の附属機関として位置づけた第三者機関とは、既存条例への加筆程度で良いのか、それともそもそもの理念も含んだ包括的な新規条例での対応が良いのか、地方自治法上の付属機関としての新規の位置づけにふさわしいのはどのようなものか？お答えください。

最後に（エ）条例制定時の市民参加についてです。親権者等の懲戒権の規定削除でも議論がありましたが、子どもの権利と言っても保護者間や市民間で自分の生い立ちに基づく思い込みが様々あります。そこでお聞きします。条例制定に向けた課程では、子どもも含め様々な市民や各団体との意見交換を通じ、「我が事として捉えるキッカケ」となる期間や機会、そして地域社会での醸成が非常に重要と私は捉えていますが、条例制定過程における市民参加について見解を求めます。

次に（２）虐待 DV 防止対策の拡充についてです。

全国児童相談所に寄せられた虐待相談が初めて年10万件を超えたH27、2015年度当時の本市の対応は、虐待・DV防止相談に留まらず、その他の業務も兼務する常勤2名しかおらず、H27年度当初予算は486万7千円、H28年度でも487万4千円と7千円しか増額されない状況でした。わが党は拡充を繰り返し求める中で、R7、2025年度は4月時点では専門職14名を含む常勤20名体制、当初予算も8800万円までできました。この10年、議員として少しは役に立ったとの思いの一方で、職員には大奮闘が強いられ、市内の子どもには大小様々な権利侵害が強いられ続けてきたのです。

そこでお聞きします。これらを教訓化するならば、、、所管部長としてはどうお考えでえすか？特に子どもの権利侵害を防止し、根絶を目指す施策は安易に予算の調整弁のような扱いをしてはならないと私は捉えていますがどうか、見解を求めます。

最後に大きな3、中部地域のまちづくりについては2点お聞きします。

まず（１）初石駅東口駅前広場についてです。3月には完成形が見られると捉えていましたが、工事遅延が発生しています。その理由は何ですか、完成はいつ頃ですか。また郵便ポスト設置などの要望も寄せられていますが、どのような協議をされていますか、答弁を求めます。

次に、（２）おおたかの森地区の渋滞対策についてです。

まずこれまでの一般質問でも、2つの交差点については、曜日が限定されている、されていないという認識は別にして、渋滞が発生しているとの私の指摘を市も認めてきたという認識で良いのかまず確認したい、お答えください。

その対策として、市議会特別委員会では熊本市と熊本県の渋滞対策を視察してきました。指摘した道路は都計道ですから道路幅員も十分あり、かつ接続する道路の斜線本数からも、熊本市内での渋滞対策は、時間的にも経済的にも効果が高いと捉えています。そこでお聞きします。都市軸道路のおおたかの森西交差点や都市計画道路東深井市野谷線のおおたかの森南交差点の渋滞対策について市の見解を求めます。